

前払金保証約款 一部変更のお知らせ

「地方自治法施行規則」および「公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則」の一部改正（※）を踏まえ、令和6年4月1日付で前払金保証約款の一部を変更しました。

西日本建設業保証株式会社前払金保証約款 新旧対照条文

(下線部分は変更部分)

変更後	変更前
<p>特則 中間前払金に関する保証条項</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 当社が前払金保証をした公共工事に関し、次の各号に掲げる中間前払金の保証料の納付については、本則の規定にかかわらず、次条に定めるところとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第2項の規定に基づき地方公共団体が当初の前払金に追加して行う中間前払金</p> <p>三 (略)</p>	<p>特則 中間前払金に関する保証条項</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第1条 当社が前払金保証をした公共工事に関し、次の各号に掲げる中間前払金の保証料の納付については、本則の規定にかかわらず、次条に定めるところとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第3項の規定に基づき地方公共団体が当初の前払金に追加して行う中間前払金</p> <p>三 (略)</p>
<p>特則の4 情報通信の技術を利用する方法に関する特約条項</p> <p>(通知等における情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による電磁的方法(電磁的記録に係る記録媒体をもって調製するファイルに書面等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法を除く。)による第1項各号に掲げる通知等は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当社に到達したものとみなす。</p>	<p>特則の4 情報通信の技術を利用する方法に関する特約条項</p> <p>(通知等における情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による電磁的方法(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面等に記載すべき事項を記録したものを交付する方法を除く。)による第1項各号に掲げる通知等は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当社に到達したものとみなす。</p>

(※) 一部改正の概要について

- 特則第1条第2号関係
地方自治法施行規則の附則第3条第2項が削除され、同条第3項が第2項となった。(令和6年4月1日施行)
- 特則の4第1条第3項関係
公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の第8条第1項第2号において、「磁気ディスク等」という文言が「電磁的記録媒体」という文言に修正された。(令和5年12月28日施行)

以上